

【指定難病登録者証発行の御案内】（難病法に基づく指定難病要支援者証明事業制度）

指定難病登録証は、療養生活環境整備事業として、指定難病の患者が、地域における自立した日常生活の支援のための施策を円滑に利用できるようにするため、指定難病の患者に対し、指定難病にかかっている旨その他の厚生労働省令で定める事項を書面その他の厚生労働省令で定める方法により証明する事業です。

指定難病登録者証では、医療費助成は受けられません。

⇒医療費助成を希望する場合は、指定難病受給者証の申請が必要です。

指定難病登録者証に、疾病名は登録（記載）されません。

⇒「患者氏名」「生年月日」「登録者証の有効期間開始日」「交付する自治体名」のみ登録します。

「疾病名」や「指定難病の病状の程度」等は登録者証には登録（記載）されません。

原則、マイナンバーによる情報連携を行います。

⇒別途書面でも交付いたします。

⇒マイナポータルにおいて、自身が行政機関でどのようにやりとりされたか確認が可能です。

指定難病登録者証は、有効期限がありません。

⇒指定難病受給者証と異なり、更新申請等は必要ありません。

○登録者証の活用方法

指定難病の患者に対する支援として、登録者証を医師の診断書に代わり指定難病の患者であることを確認できるものとして示すことができます。活用できる具体的なサービス等につきましては『難病患者さまとご家族向け支援ガイドブック【川崎市】』をご確認ください。

○申請対象者

- ・指定難病（難病のうち厚生労働省令によって指定された疾病）に該当する方
- ・川崎市内に居住している方

○申請方法

次の書類をご用意いただき、各区地域ケア推進課または郵送でご申請ください。

- ・登録者証（指定難病）申請書兼届出書
- ・次の添付書類いずれか一点
 - ① 特定医療費受給者証のコピー（※有効期間外や川崎市以外が発行したものも可）
 - ② 特定医療費支給不認定通知書のコピー（※診断基準を満たしているもの）
 - ③ 臨床調査個人票

→現在申請中の特定医療費支給認定申請書に添付している場合は不要です。登録者証（指定難病）申請書兼届出書に申請日をご記入ください。

※①②は、登録者証の申請をしなくても、引き続き指定難病にり患していることの証明となります。

【郵送先】

210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 難病医療担当

○その他

申請からマイナンバーによる情報連携と登録者証の交付まで2～3か月程度かかります。